

## 直島における崇徳院伝承

山田雄司

はじめに

崇徳院は保元元年（一一五六）七月十一日に戦われた保元の乱に敗れた後、仁和寺に逃れていたところを拘束され、二十三日に讃岐に向けて流された。そして、八月十日に讃岐に着いた後は八年ほどの日々を送り、長寛二年（一一六四）八月二十六日に讃岐で亡くなった。

配流先における崇徳院の様子については『保元物語』に詳しく記され、自筆の五部大乘経の奥に、舌先をかみ切つて流れる血で、日本国の大魔縁となつて、皇をとつて民となし、民を皇となす旨を記して海底に沈めたとされており、こうした姿が人口に膾炙しているが、これらは物語上の虚構であることは、すでに拙著において明らかにしたところである。

拙著では、都の人々さらに言えば崇徳院と敵対した人々がどのような認識をもつて崇徳院を怨霊とみなしたのかという点について考察したが、本稿では、讃岐において崇徳院がどのようにとらえられていたのかという点を考えてみたい。

香川県の直島や坂出周辺には崇徳院に関する伝承を伝える史跡が数多く存在する。これらの史跡は崇徳院配流当初からの伝承を伝えるものなのか、それとも後世に作られていったものなのだろうか。こうしたことを明らかにするために、まずは配流中に崇徳院はどこに滞在し

たのかという点について、院の動静を伝える諸本の異動を明らかにしていきたい。そしてその上で、あまり研究が深められていない直島に注目し、直島における崇徳院の伝承がいかにして形成されていったのかという点について言及していきたい。

### 一 半井本『保元物語』にみる崇徳院の配流先

讃岐での配流地に関する記述は『保元物語』『平家物語』諸本や崇徳院の菩提所である白峯寺に関する縁起を記した『白峯寺縁起』では異なっているので、まずはそれぞれのように記述しているか確認しておく。

半井本『保元物語』は『保元物語』の中で最も古体をとどめていとされるが、その「為朝生ケ捕り遠流ニ処セラルル事」では、以下のように記述されている。

八月十日、新院讃岐国ニ付セ給タリト請取ヲ進タリ。「御所ハ未<sub>三</sub>造出」、当国ノ二ノ在庁、高遠ガ松山ノ堂ニ渡ラセ給」ト申タリ。

この記述によれば、讃岐に流された際、崇徳院の住むはずの御所がまだ造られていなかったため、在庁官人である高遠という人物の松山の堂に滞在したとする。

『風雅和歌集』巻第九旅歌には、寂然（藤原頼業）が崇徳院のもとを訪れ、京都へ戻る際に崇徳院と交わした歌が載せられているが、そ

の中で、

崇徳院松山におはしましけるに、まいりて日数へて都へかへりなんとしける暁よめる 寂然法師

帰るとも後には又とたのむべき此の身のうたてあだにも有る哉

(九四〇)

とあることから、讃岐に流された崇徳院が松山に滞在していたことは確かである。

一方、半井本に記す崇徳院の住むはずの御所とは、「新院讃州二御遷幸ノ事」に、後白河天皇の語ったこととして、

御所ヲバ、国司承テ可作。讃岐ノ地ノ内ニテハアラデ、直島ト云所ナルベシ。地ヨリ押渡事二町計也。住人少テ、田畠モ無シ。

廻リ一町ニ築地ヲツキテ、内ヲ高クシテ、其中ニ屋ヲ作ベシ。門一ヲ立テ、外ヨリ鎖ヲ差ベシ。兵ハ門ノ外ニ居テ、固ク守ルベシ。

御相節ノ進ラン外ニハ、人出入スベカラズ。仰下サル、事有バ、目代承テ奏聞セヨ。

とあるように、国司の指揮下で直島に御所を造ることになっていた。しかし、半井本では以後崇徳院が、直島に移ったことは記さず、三年間五部大乘経を書いたとするのも松山でのことのようにである。五部大乘経の奥に書いた歌、

浜千鳥跡ハ都ニ通ヘ共身ハ松山ニネヲノミソノ鳴  
というものも、松山に在るからこの歌である。

しかし、崇徳院は実際には直島に移っていたようである。『梁塵秘抄』巻第二には以下の歌が収録されている。

讃岐松山に 松の一本ゆがみたる 振りさの振りさに猜うだるか

とや 直島の然許の松をだにも直さざるらん(四三二)

この歌は、讃岐の松山に松が一本ゆがんでゐる。身をねじりくねらせ憎んでゐるのか、直島の直のようにこれくらいに松さえ直せないのか、

と解釈されている。さらに意を汲んで解釈すれば、松山に心がねじれてひねくれている崇徳院がいたが、「直島」という名前のところに移

つてもその心を直すことができないのか、と解釈できよう。これは崇徳院を風刺する京童の童謡であり、だからこそ後白河天皇は『梁塵秘抄』に収録したのである。そしてこの歌が詠まれたのは、まだ崇徳院

は怨霊として認識されていないときのことだと言える。

もう一首、讃岐の崇徳院に関連する歌として、次の歌が収録されている。

侍藤五君 召しし弓矯はなどはぬ 弓矯も篋矯も持ちながら  
讃岐の松山へ入りにしは(四〇六)

この歌は、侍藤五君、お召しの弓矯をなぜやらぬ。弓矯も篋矯も持つていて讃岐の松山へ行つたのは、と解釈されているが、これもまた、

北面の武士である藤五君が、崇徳院からいただいた弓矯を使わないまま戦いに敗れ、崇徳院の跡を追つて松山へ下つていったことを揶揄した京童の童謡だと言えよう。両歌とも、後白河天皇側に立つて崇徳院

側を非難しており、崇徳院の怨霊が意識される前の、歌を収録した後白河院の勝ち誇つた顔が思い浮かべられる歌である。

半井本では、その後崇徳院は国府近くに移つたことが記されている。

「新院血ヲ以テ御経ノ奥ニ御誓状ノ事付ケタリ崩御ノ事」  
都ニテ常ニ召仕レシ伶人淡路守是成、法師ニ成テ、蓮如ト申者、

讃岐へ参テ、若ヤ見参ニモ入トテ、御所ハ痛セ給シカバ、国府ニ

有ケリ。月ノクマ無ニ、夜ヲ籠メ、横笛ヲ吹テメグレ共、聞食モ不レ入、聞ニハアラス、キビシカラズ、門ハ開キタレバ、参ル。其時、御蔵ト思シキ物立タリケレバ、其二申ケルハ、「我ハ都ニサブラヒテ、常ニ召被<sup>レ</sup>仕シ伶人は成ト申者ガ、今ハ法師ニ成テ、蓮如ト申也。爰ニ候物ヲ進セバヤ」ト申セバ、取テエ進セタリ。歌ヲノ誦テ進セタル。

アサクラヤ木ノマロ殿ニ入ナガラ君ニ知レデ帰ルカナシサ御返事ヲ給テ、月ノアカキニ拜見スレバ、

アサクラヲ只イタヅラニ帰ニモツリスル海士ノネコソ泣ルレ蓮如、是ヲ顔ニ当テテ泣々京へ上ニケリ。八年ト申シ、長寛元年八月廿六日、御歳四十五ト申シニ、讃岐国府ニテ御隠レアリヌ。当国内、白峰ト云所ニテ、薪ニ積ミ籠奉ル。煙ハ都ノ方へソ靡キヌラムトゾ哀レ也。

崇徳院は御所が傷んだので、国府の粗末な丸木作りの「木の丸殿」へ移り、そこで亡くなったとする。ただし、史実では崇徳院の崩御は長寛二年八月二十六日である。

西行が讃岐を訪れた際、以下のように詠んだことが『山家集』に記されている。

讃岐に詣でて、松山の津と申所に、院おはしましけん御跡尋ねけれど、形も無かりければ

松山の波に流れて来し舟のやがて空しく成にける哉（一三五三）  
松山の波の景色は変らじを形無く君はなりましにけり（一三五四）  
ここで、注意したいのは、西行は松山の津を訪れて、崇徳院が亡くなったことと、院の居住した跡がすでにわからなくなってしまう

ことを歎いている点である。その後西行は白峯の崇徳院陵を訪れて、よしや君昔の玉の床とてもかゝらん後は何にかはせん（一三五五）と詠んでいるが、国府を訪れた形跡はない。もし崇徳院が国府で亡くなったとしたら、その地を訪れて思いをめぐらすのが当然ではないだろうか。

一方半井本では、

西行法師、讃岐へ渡リタリケルニ、国府ノ御前ニ参テ、カクゾ読タリケル、

松山ノ浪ニユラレテコシ船ノヤガテ空ク成ニケル哉

のように、同じ歌を国府で詠んだことに変更している。これは、崇徳院が国府で亡くなったと記したための改変と言えよう。こうしたことから、崇徳院は松山において亡くなった蓋然性が高いと言える。

なお、松山津は坂出市の雄山・雌山の東麓の湾入した付近、すなわち高屋町の松山小学校付近に比定されている。松山津は国府の津であり、四国の玄関口のひとつでもあることから、かなりの賑わいを見せていたことが想像される。現在坂出周辺には雲井御所をはじめとして数多くの崇徳院に関連する伝承地が存在するが、これらのほとんどは近世に設定されていたものであり、綿密な検討が必要である。

## 二 崇徳院配流先の諸本による異動

それでは、他の『保元物語』諸本ではどのように記されているか比

較検討してみたい。鎌倉本『保元物語』<sup>10</sup>「為朝生ケ捕り遠流ニ処セラ  
ルル事」では以下のように記されている。

十日、新院既に讃岐に下付せ在由、留守所請文を進す。

御所未造出ざりける間、暫二の在庁長の高季が松山の堂へま  
いらする

御所は、国司の沙汰として、当国志度の郡直島と云所に造てぞ居  
ませける。彼島は国の地に非ず、海の面を押渡事、二時計へだて  
たる島也。田島もなし、住民も無。実にけうとき御棲とぞ見し。  
そこに一字の長き屋を立て、方一町の築牆を高くし、門一を立て、  
外より鎖をさす。御膳の具足進するより外は、人手入事なし。此  
門を稱堅て、被<sub>レ</sub>仰事あらば、目代承て奏すべき由を仰含らる。此

(中略)

角て御延行の後九年を経て、御年四十六と申し、長寛二年八月廿  
六日、志度の道場と申山寺にて遂に崩御成にき。懸白峰と申所に  
渡し奉て、焼揚奉る。其煙は都へぞなびきける。御骨をば高野山  
え送奉れと御遺言有けれ共、いかゞ有けむ、そも知ず。御墓所を  
ば懸此白峰にぞ構奉ける。此君当国にて崩御成にしかば、讃岐院  
と申しを、治承の比怨霊共有られし時、追号有て後は崇徳院とぞ  
申ける。

崇徳院の移動先は半井本と同じだが、直島を志度郡としていたり、崩  
御した場所を「志度の道場と申山寺」とするなど、志度との結びつき  
が強いと言える。

京都大学附属図書館蔵本『保元物語』<sup>11</sup>では以下のとおりである。

八月十日、新院さぬきにつかせ給ひたれ共、

御所いまた作出さねば、二のちやうくはん為遠が松山の堂に  
入奉ぬ

といふ請取を都へまいらせけり。

新院、さぬきにわたらせ給へ共、世にをそれをなしていかにと申  
者もなし。ならばぬひなの御すまぬ、さこそ物うくおほしけぬ。

秋も更行まゝに、草村ごとになく虫のこゑもやうくよはり行。

松風の音のみ身にしてみて、いと哀をもよほしけり。わづかにわ  
たらせ給ふ女房たち、明ても暮れてもなくよりほかの事ぞなき。

さるに付ても、うかりしみやこは恋しくて、昔を忍ぶ涙のかさな  
る袖にあまりてせきあへず。新院島の御所をいたみ仰られければ、

国司と在庁がはからひに、讃岐国の府に鼓岡と云所に御所を作す  
へ奉る。

(中略)

新院は其後長寛元年癸未八月廿六日、御年四十六にて讃岐の府中  
鼓岡にてつゐにかくれさせ給ひけり。当國の中白峯といふ所にて  
焼上し奉る。御意趣ふかかりし事なれば、煙は都へなびくとぞき  
こえし。御追号あるべしとて大炊の御門河原にて崇徳院とぞ申け  
る。

京図本では、直島の御所がまだ完成していなかったもので、まずは松山  
の堂に入ったとしている。そして、島の御所を「いたみ」仰せられた  
ので、国府の鼓岡というところに御所を作り、そこで崩御したとする。  
京図本の記述によれば、松山から直島へ移ったとははっきり記さない  
ものの、そこを嫌って鼓岡に移動したことになっている。

金刀比羅宮本『保元物語』<sup>12</sup>「新院御経沈めの事付けたり崩御の事」

の記述は以下のとおりである。

八月十日既讃岐に着せ給ひたりしかども、御所も未作出さざりければ、二の在庁散位高遠が松山の御堂へ入奉たりと、請文を都へ奉る。其後御所は国司秀行が沙汰として、当国四度郡直島と云所に作奉る。彼島は陸地より押渡事二時計也。田島もなければ住民の栖もなし。殊けふとき所也。四分一より遙にせばく、築地をつき、中に屋一建て、門一立たり。「外より鎖をさし、供御参らする外は、人の出入有べからず。仰出さるゝ事あらば、守護の兵士承つて、目代に披露せよ。」とぞ仰下されける。海づら近き所なれば、海上烟波の眺望にも慰せ給べきに、加様に閉籠せられ給へは、松風・浦浪・千鳥の声、何となく御寢覚の床に聞召す。只蒼天に向て、月に愁、風に嘯給て明し暮させ給けり。

(中略)

其後新院余に島の御栖居も御歎有ければ、国司・官人はからひととして、四度の道場辺、鼓の岡と云所に御所をしつらひて渡し奉る。かくて明しくらせ給ふ程に、賤き賤男・賤妻に到まで、外にて哀はかけまいらせけれ共、世に恐をなして参近く者もなし。

(中略)

其後九ヶ年をへて、御年四十六と申し長寛二年八月廿六日、終隠させ給ひぬ。廳白峯と云所に渡奉る。さしも御意趣深かりし故にや、焼上奉烟の末も都をさして靡けるこそ怖ろけれ。御墓所は廳白峯に構奉る。此君当国にて崩御成しかば、讃岐院と申しを、治承の比怨霊共を宥られし時、追号有て、崇徳院とぞ申ける。

金刀本では、松山の御堂から「四度郡直島」へ移つたが、院がそのの

生活を嫌つたので、「四度」の道場のあたりの鼓の岡に御所を造つて移り、そこで亡くなったことになっている。

古活字本『保元物語』「新院讃州に御遷幸の事並びに重仁親王の御事」の記述は以下のようである。

讃岐につかせ給しかども、国司いまだ御所をつくり出されざれば、当国の在庁、散位高季といふ者のつくりたる一字の堂、松山といふ所にあるにぞ入まいらせける。されば事にふれて都をこひしく思食ければかくなん。

浜ちどり跡はみやこにかよへども身は松山にねをのみぞなくまた、「新院御経沈めの事付けたり崩御の事」には以下のように記している。

新院、八月十日に御下着のよし、国より請文到来す。此のほどは松山に御座ありけるが、国司すでに直島と云ふ所に、御配所をつくり出されければ、それにうつらせおはします。四方につきがきつき、たゞロ一つあけて、日に三度の供御まいらする外は、事とひ奉る人もなし。さらでだにならぬひなの御すまゐはかなしきに、秋もやうくふけゆくまゝに、松をはらふあらしの音、草むらによはるむしのごゑも心ほそく、夜の鴈のはるかに海をすぐるも、故郷に言伝せまほしく、あかつきの千どりのすぎきにさはぐも、御心をくだいたねとなる。わが身の御なげきよりは、わづかに付き奉り給へる女房たちのふししづみ給ふに、弥御心ぐるしかりけり。

(中略)

かくて八年おはしまして、長寛二年八月廿六日に、御とし四十

六にて、志戸といふ所にてかくれさせ給ひけるを、白峯と云ふ所に煙になし奉る。

古活字本では、松山の堂に滞在した後、直島の配所が完成したのでそこに移り、その後の遷幸については記さないが、志戸というところで亡くなったことになっている。

これらを総合すると、『保元物語』諸本ではおおよそ、松山の堂↓(直島)↓国府(鼓岡)と移動したと整理できよう。しかし、鎌倉本・古活字本では崩御の地を志度の道場と申山寺とか志度とするのが特徴的である。志度は一般的には志度寺のあるさぬき市志度を指すが、これだと讃岐国府のあるところからはかなり離れており、志度寺にも崇徳院崩御に関する記録は残されていないことから、崇徳院がここで崩御した可能性はほとんどない。崩御の地を志度とするのは、『梁塵秘抄』にも記されるように、志度の道場は靈驗所として著名であり、志度寺沖の竜宮伝説も謡曲『海士』に採録されているように、志度が都人にとって非常によく知られた場所であったからであろう。また志度は「死度」とも表記されたことから、死への旅立ちに似つかわしい地名として、崇徳院崩御と結びつけられたのかもしれない。

崇徳院の讃岐配流に関しては、『平家物語』諸本にも記されている。『平家物語』で崇徳院の動向について記しているのは、延慶本・長門本・『源平盛衰記』および『源平闘諍録』であるが、『保元物語』と比べてその記述は簡素になっている。延慶本『平家物語』巻二「卅六讃岐院之御事」の記述は以下のようなものである。

サレドモ、ツナガヌ月日ナレバ、泣々讃岐へツキ給ヌ。当国志度郡直島ニ御所ヲ立テ、スへ奉ル。彼島ハ、国ノ地ニハアラズシ

テ、海ノ面ヲ渡事ニ時計ヲ隔タリ。田島モナシ、住民モナシ。実ニ浅猿キ御スマヒトゾ見シ。長キ一字ノ屋ヲ立テ、方一丁ノ築垣アリ。南ニ門ヲ一ツ立テ、外ヨリ鎖ヲ指タリケリ。国司ヲ始トシテ、アヤシノ民ニ至マデ、恐ヲ成シテ、言問参ル人モナシ。浦路ヲ渡ルサヨ千鳥、松ヲ払フ風ノ音、磯辺ニヨスル波ノ音、叢ニスダク虫ノ音、何モ哀ヲ催シ、涙ヲ流サズト云事ナシ。

(中略)

是ヨリ又当国ノ在庁、一ノ庁官、野大夫高遠ガ堂ニ移リ給タリケルガ、後ニハ鼓ノ岡ニ御所立テゾ渡ラセ給ケル。

(中略)

カクテ九年ヲ経テ、御歳四十六ト申シ長寛二年八月廿六日、志度ノ道場ト申山寺ニシテ、終ニ崩御ナリニケリ。ヤガテ白峯ト申所ニテ焼上奉ル。其ノ煙ハ都へヤナビキケム。「御骨ヲバ高野山へ送レ」トノ御遺言有ケレドモ、イカゞ有ケム、ソモ不レ知。御墓所ヲバヤガテ白峯ニゾ構へ奉リケル。此君、当国ニテ崩御ナリニシカバ、讃岐院ト号シ奉リケリ。

(中略)

仁安三年ノ冬比、西行法師、後ニハ大法房円位上人ト申ケルガ、諸国修行シケルガ、此君崩御ノ事ヲ聞テ、四国へ渡リ、サヌキノ松山ト云所ニテ、「是ハ新院ノ渡ラセ給シ所ゾカシ」ト思出奉リテ、参リタリケレドモ、其御跡モミヘズ。松葉ニ雪フリツ、道ヲ埋テ、人通タルアトモナシ。直島ヨリ支度ト云所ニ遷ラセ給テ、三年久ナリニケレバ、理リナリ。

延慶本によれば、崇徳院はまず最初に国司によって造られた「志度郡

直島」の御所に入り、その後在庁官人高遠の堂に移り、そこからさらに鼓岡の御所に移ったことになっている。そして、亡くなったのは志度の道場と申す山寺であったとしている。直島から高遠の堂へという経路は、『保元物語』諸本とは逆である。また、西行が松山を訪れた際に、「是ハ新院ノ渡ラセ給シ所ゾカシ」と感慨に耽った記述にしているのは、整合性をとろうとしたためだと言える。

ところが、西行が松山を訪れたのは仁安二・三年（一一六七・八）のころだと考えられているので、崇徳院が亡くなってから三・四年経った頃である。そのため、「直島ヨリ支度ト云所ニ遷ラセ給テ、三年久ナリニケレバ、理リナリ」とするのは、志度を崩御の地としたためにおかしな記述になっている。また「志度」「支度」両方の記述があり、統一されていないことも、実感を持って志度がとらえられていなかったことを意味していよう。

長門本『平家物語』巻第四「崇徳院御事」での記述は以下のようである。

新院、さんしう、はい流の後は、さぬきの院と申けるを、廿九日、追号あり。崇徳院と申。去保元々年に、当国にうつされ給ひて、はしめは、なを島に、ましくけるか、のちには、さぬきのくにの一在庁、野大夫たかとおか堂に、わたらせ給ひけるか、後にはつゝみのおかに、御所をたてゝそ、わたらせ給ひける。さぬきの院の、主上にて、わたらせ給ひける時、小河の侍従隆憲と申けるか、院、かくならせ給ひければ、後の御門につかへむ事も、物うかるへしとて、もととりきりて、いまは蓮如上人とそ申ける。

山林にまはりて、一かう、まことの道に入たりける程に、院の

御あとを尋まいらせて、さんしうへまいり、なを島といふ所に、つかきたかくして、そう門をたてゝ、内には、置く一字をつくりて、門に武士をそへて、外より鎖をさし、くこまいるよりはかは、たやすく門を、ひらく事なし。

(中略)

生なから、天くのかたちにならせ給ひて、九年と申、長寛二年秋八月廿六日、御とし四十二にて、志渡といふ所にて、つゝみにかくれさせ給ひにけり。「御骨をは、かならず、高野山へをくり奉れ」と、さいこに仰をかれけるとかや。それも、いかゝならせ給ひむ、おほつかなし。

去仁安三年の冬のころ、さとう兵衛入道西行、のちには大法房円位とそ、かい名しける。くに／＼修行しけるに、さぬきの松山といふ所にて、「是は、新院のわたらせ給ひし所そかし」と思出奉て、まいりたりけれとも、その跡も見えず。松の葉に雪ふりかゝりつゝ、道をうつみて、人のかよひたる、あともなし。なを島より、しとゝいふ所に、うつらせ給ひて、とし久なりにければ、ことほり也。

は

よしさらは道をはうつめつもる雪さなくは人のかよふへきかとうち詠して、白峯といふ所の御墓所に、尋まいりたりけるに、あやしの国人の墓のやうにて、草ふかくしけりたり。

(中略)

つく／＼と、御墓所のまへに候へとも、法華三まいつとむる、せんによもなく、念仏三まい、つとむる僧、一人もなかりければ、

なを島の浪にゆられて行ふねのゆくゑもしらすなりにける哉と読たりければ、御墓しんとうして、にはかに、くろ雲うす巻、まくろさまになりけり。斜ならず、御いきとほりふかゝりけるを、「行ゑも知す」と、よみたりけるを、御とかめありて、「あしく読たてまつりけるにや」とて、ひかさをのけ、袖かいつくろひて、

よしや君昔の玉のゆかとてもかゝらんのちはなにゝかはせむ長門本も延慶本と同様、まず直島に入り、その後在庁官人高遠の堂に移り、そこからさらに鼓岡の御所に移り、志度で亡くなったことになっている。長門本では、延慶本でおかしな記述となっていた部分は、「なを島より、しとゝいふ所に、うつらせ給ひて、とし久なりにければ、ことはり也」のように解消されている。また、「なを島の」の歌が収録されているところが特徴的である。

『源平盛衰記』<sup>16</sup> 卷第八讃岐院の記述は以下のとおりである。  
 新院讃州配流ノ後ハ讃岐院ト申ケルヲ、廿九日ニ御追号有テ崇徳院トゾ申ケル。去保元元年七月ニ遷サレ御座テ、始ハ直島ニ渡ラセ給ケルガ、後ニハ在庁一ノ庁官野大夫高遠方堂ニ入セ給ケルヲ、鼓岡ニ御所ヲ立テ奉レ居。

(中略)

其後長寛二年ノ秋八月廿四日、御年四十六ニテ、支度ト云処ニテ終ニ隠レサセ給ニケリ。讃岐御下向之後九年ニゾ成給ケル。白峯ト云山寺ニ送奉リ、焼上奉リケルガ、折節北風ケハシク吹ケレ共、余ニ都ヲ恋悲ミ御座ケルニヤ、煙ハ都へ靡キケルトゾ。御骨ヲバ必高野へ送レトノ御遺言有ケルトカヤ。

『源平盛衰記』でも、直島から高遠の堂に移り、そこから鼓岡の御所に移って、「支度」で亡くなったとするのは、『平家物語』諸本と同様である。一方『源平闘諍録』<sup>17</sup>では、かなり省略されたためか、志度の道場に遷された後、府中堤岡で亡くなったことになっている。

これらを総合すると、『平家物語』諸本では、崇徳院はまず直島の御所に入り、その後在庁官人高遠の堂に移り、そこからさらに鼓岡の御所に移り、志度で亡くなったという記述になっているとまとめることができる。しかし、先にあげた『梁塵秘抄』の歌から崇徳院は松山から直島に移ったと思われ、また直島の御所を建築中だったために一時期在庁の館にとどまっていたとする『保元物語』の説の方が説得的である。『平家物語』諸本は話を要約する中で齟齬を来したものと推測される。

また、応永年間に入って白峯寺の伽藍を再興したのを機会にまとめられて、応永十三年(一四〇六)七月、良賢の草稿を世尊寺行俊が清書した『白峯寺縁起』<sup>18</sup>からは、在地における崇徳院伝承が形成されてきている有様がうかがえる。その崇徳院配流に関連する部分は以下のとおりである。

(保元元年七月)  
 同廿三日、新院讃岐国へうつしたてまつるへきよし宣下せえらる。

御使には右少弁資長なり。其夜すなはち仁和寺をいてさせ給ふ。

美濃前司保茂(成)か車をめさる。女房三人同御車にまいらる。守護の

武士には、重成鳥羽まてまいりけり。季行并武士三人、讃州まで

御共申けり。八月三日、讃岐国松山津に御下着。在庁野大夫高遠

か御堂にをきたてまつりて、三ヶ年を送り給ふ。其柱に御詠歌あり。



こゝもまたあらぬ雲のみとなりけりそらく月の影にまかせ  
て

この御製今にのこりてこれあり。其後国府甲知郷鼓岳の御堂にうつしたてまつり、六年をへて長寛二年八月廿六日に、御年四十六と申に崩御ならせまします。ことの子細を京都へ注進の程、野沢井とて清水のあるに、玉体をひやし申、廿日あまり都の御左右を待たてまつる。かの水薬水となりて、今に国中に汲もちるる事侍れり。さて同九月十八日戌の時に、当寺の西北に石巖にて茶毘したてまつる。これも御遺詔の故なり。国府の御所を、近習者なりし遠江阿闍梨章実、当寺に渡りて頓證寺を建立して、御菩提をとふらひたてまつる。

#### (中略)

まことに大魔王ともならせ給ふやらむ、今も御廟所には、番の鶏とて毎日一羽祇候するなり。かの野沢井の辺に社壇をかまへ、天王の社と申侍り。

『白峯寺縁起』では直島遷幸のことは記さず、松山津から在庁高遠の堂で三年間過ごした後、国府鼓岳の御堂に移つて六年を経て、そこで崩御したことになっている。そして、遺体の処遇を京都に問うている間、崇徳院の遺体を野沢井という清水によって冷やし、その近くに天王の社を建立したとしている。また、国府にあった御所を遠江阿闍梨章実が白峯寺に移して頓證寺とし、菩提を弔ったことが記されている。『白峯寺縁起』は『保元物語』や『平家物語』の成立から一五〇年あまり経った上での叙述であるので、その記述の真偽には慎重でなければならぬ。しかし、十五世紀初頭までには、右にあげたような崇徳

院の菩提を弔う施設が造立されていたことは確かだと言える。これらの伝承地がどのように創作されていったのかという点については別に考えたい。

### 三 直島に残る崇徳院伝承

崇徳院に関する伝承地は、主に坂出周辺と直島に残されているが、以下においては直島での伝承地がいかんにして形成されていったのかみてみたい。<sup>20</sup>

直島における崇徳院伝承を語るもので、在地に残される最も古い記録は『故新伝』であろう。『故新伝』は慶応二年（一八六六）に編纂された『直島旧跡巡覧図会』の典拠となるなど、直島に関する伝承について記した最も古い記録と言える。その編纂年代や著者は不明だが、直島の大庄屋をつとめた三宅氏によって編纂されたもので、三宅家に代々伝えられてきた。ただし、現在その所在が不明であるので、東京大学史料編纂所に所蔵される修史局によって作成された写本を底本として翻刻した。なお、翻刻したのは、崇徳院に関わる部分のみである。

#### 直島名開伝

讃岐国香川郡直島なるハ往昔天地開闢より人の住居せしとなり、賀茂女島と云また名賀島といふ、神功后宮三漢（徳）たひしのおりしも吉備軍勢を待合せたまひしより待島と云、其後自然に真島と云（其しハ八幡島をちりやく、其しハ八幡島をちりやく、）してまほせよひしなり、

保元の比 崇徳天皇御左遷のとき付従しひとく君仕の厚く直なるを  
 叡慮あらせたまひ、真島を直島とよひたまひ、夫々如今に直島と呼ひ  
 伝ふ也、

神代系図に小豆島・大島・女島・二夕見島・知賀の島と見へたり、島統を按するに、知  
 賀のしま直島なるか否をしらす、

神鶴伝

(省略)

宮居伝

(省略)

岩瀬尾宮御祭伝

(省略)

崇徳院伝

保元の乱に 新院は讃岐国御渡し有しに、少納言入道信西の差図<sup>ニ</sup>従  
 ひ、直島<sup>正</sup>飯の皇居をしつらひ遷し奉りにきと偽りなくさめ奉り、暫  
 ク御飯殿におはしましなハ、御殿しつらひ御迎に参上仕へしとて皆々  
 船を出しぬれハ、新院ハ磯辺にたゝせたまひて、

夢路よりゆめしをねとる

浪まくら

さむれハ夢の心地こそすれ

此時御船の着し浦を王積の浦と云、新院ハこの所にもしハしは泊り  
 やとのたまひ、それ方此所を泊か浦と唱ふるなり、都に残りたまふ重  
 仁親王ハ御かさりをおろさせたまひ、姫宮は院の御跡をしたわせたま

ひしのひやるに、三宅中務大輔源重成を従<sup>江</sup>直しまに着御有しなり、  
 此の浦を姫泊か浦と云、山を姫泊山と云、此所に御飯殿をしつらひ御  
 親子御対面あり、ひとつハ御よろこひ一つは都のむかしを思ひ出した  
 まひ、御たかひに御なけきたまふそかきりなしとなり、

新院従士伝

新院の御跡をしたひ来りしひとくの着し所を地の名となりしハ、大  
 納言中納言たる人々着し所を大納言様中納言様といハ、野美の一郎忠  
 房つきし所を一郎か谷と云、春田三郎光政着し所を三郎か浜と云、四  
 位中将康行着し所を四位か浦と云、此所の浦の浜に大浦といへる浜あり、此所を、  
 祖父か下と云、これハ四位か下の誤りなり、 高原民部・  
 乾治郎・立石主計・本郷庄作・手塚五郎兵衛・三宅帯刀・同出雲<sup>三宅の氏  
 の誓々重成  
 の子息なり、</sup>その外従士ありといへともつまひらかならず、

寵婢伝

新院御飯殿<sup>重成娘</sup>二人宮しに姉京に御寵置かゝり常ならぬ身となり  
 ぬれハ、朝廷を憚り一つの山を隔て別室をしつらひこの所におきまひ  
 らせ、或時おくられし御製に、

おき中の小島の谷間清水汲む

露のなさけにうさを忘れつゝ

京女のかへし

案山子より外にハ知らん人もなし

山田の水に月やとるかも

日往月来てついに若君御出生有けれハ、院にもかきりなく御よろこひ  
 給ひければ、かくなる御身にあらせたまへは、重成か孫と唱へ御名を

重丸と号たまふと也京女重丸若居らせし所を御子持谷といふ、また御平産のか、し船衣を産におさめ埋めさせたまひし所を産の奥といふ、

### 新院御製歌伝

泊か浦の北江越し谷間にひとつの亭を立させたまひ、数多桃を植させ給ひて、或時の御製に、

三千とせと契りし桃の実を植て

亀か齢もくちなこのたね

夫方して此谷を今にくちな亀谷といふ、山を桃山と云、

### 都鳥

鳴は聞く聞は都そ思はるゝ

音をそきかする山ほとゝきす

かく御製ありし、島中に都鳥あまた来りといへとも、音をいたさぬとなり、

保元二年二月廿八日、崇徳天皇直島波無はむの端江海辺御遊覧のため御

幸ましませしに、折節一天かきくもりほう風吹起りて、遠近の船人に

難義なせしを天覧なしたまひ、いと不便のことに思て大海の神天地の

神江折りたまひ、一首の御神詠をくたされしに、風立所に和風入あま

たの船人等助命いたせしとなり、其時の御製に、

まかつみのあれ立浪もしつまれや

天の貢をはこふ船子等

或時直島松山泊りか浦にて、島人等火松をともし漁取するを御行宮よ

り天覧ましまして、其時の御製に、

垣根もる衛士のたく火と見てあれハ

うみへにあさる海士のかゝり火

南の浦にいてまし給ひ、貝を拾あげたまひ、この名ハ何とかや御たつ

ねにて、島人忘れ貝ともふしあけけれハ、

松山やまつの浦風吹こして

しのひてひろふ恋わすれ貝

また此所にて姫宮琴を弾たまひ、新院御機嫌のありつるとて、姫宮

花の香のほひの内のしらへこそ

去年の弥生にかわらさらまし

夫方して此所を琴弾ヶ浦といふ、またハ島人こたんしといふ、また此所に忘れ貝なるもの今にあり、

### 新院御遊覧伝

ある日南の浦辺にいてまし給ひけるふし、沖の方俄に暴風起り大船小

船波の間にしつめんとするを天覧ありて、不便なることゝおほしめし

て龍神へ御祈念有しかハ、波たち所に静りもとの和風間と成けれハ、

船もつゝかなく助りける是より此所を波無端と云、瀬戸を波無瀬戸といふ、また此時御船、手の響き山ひこをなせし向をに島あり、これを柏島といふなり、それより

西の山端へ御遷りありて、沖の方漁船の数多往帰るを天覧ありて、此

風景よき園やとのたまひけり夫より此所を玉園端といふ、瀬戸を玉園瀬戸といふ、それより泊り浦へ還御の道玉園といふ、或日義之より

御慰の為とて葛の舞を奏しける是より此所を葛島と云、島人御慰を舞、見せし浦を能見か浦といふ伝へたり、或日また北の方

小島へ御幸あり、手塚五郎兵衛・立石主計鶴をつかひ、色々の魚を取

り天覧に備へし島を上鶴下鶴と云、夫より東の小島にて一夜を明させ

たまふ島を上旅籠下旅籠と云、夫方南へまわりよき湊あり、此にて鉤

なとたれて天覧に備へしかハ、此所島のかたちいかにも屏風に似て屏

風の内に居る心地なりとのたまひけり是より此所を屏、風か内と云、その御還るさに女の

かつき帛して立たるか如き石あり、此かたちいかにも京の女郎に似た

りしとのたまひける夫よりして此処を京の女郎といふ、また、此に種々奇怪の事あり、後にしるす、此島の西に人の口をひらき

しかたちの石あり、これハ京の女郎に似もつかす田舎者也と御笑ひたまひこれより此若を田舎の女郎といふなり、この向ふに一つ小島あり、島のかたちいかにもやさしく見ゆるにより扇島と名付たまふ此島の東に六郎島と云小島あり、何、また泊り浦より北にあたる小島あり、此島のかたち家の如く見ゆるにて家島と号したまふ、今此島を愛しまじといふ、事をもしまと唱ふ、この東の小島を箱島と云此処江新院御佛堂を御祈念あり、地中、御箱を埋めたまひより箱島といふ、

或日鷹ト鶉を人人に携させ観鶉したまひ、鳥またハ鱈魚など得たまひける御鷹の遊したまふ所を御鷹島といふ、また此事讀に按て人共、路に、もの、似付ぬ事を唯今にても直島の殿様と雖に鷹といふ、折節船中に水切れハ、浜辺に船をかけ水を求めさゝけしかハ、無双の井水なりとのたまひ、夫々其所を井島と号たまふ、

南端に鞍掛ケ石とてくらかけのとき石あり、また北の端に牛鯨のなかにへらと名付るものあり、これによく似たる石あり、故にへら崎といふ、東の沖にひとつの磯あり、年々海濱数多集る故に海濱そあひといふ、皆後世形によつて名付るもの也、

大乘経伝

御子持谷に新に井を掘せたまひ、王積の上少し平なる地に御仮家をしつらハせ、七日御斎したまひ、大乘経を御宸筆なしたまふ井を経納木ト云、御仮屋を御籠りの舎といふ、大乘経相調ひ、せめて筆のあとにても都におさめ置へしとて此時御経へ、出を經納木ト云、

浜千鳥あとは都へかよへとも  
身は松山に音をのミそ鳴く

かく御製ありて御経とともに義之をいて、京都御室仁和寺の宮仁和寺は新院の御第なるによりなりてさしておくらされしかは、早速 禁裏江奏聞遂られしかハ、御評儀となりしふし、少納言信西進出で、かくなる新院のてにましますゆへ、

帝畿にとゞめ置きたまふましと有けれハ、ミなく此儀に一決

し其假義之江御返しとなりければ、新院のたまふハ、古より兄弟のあらそひなきにしもあらず、しかるにたゞ筆の跡のミ都にとゞめ置さる事なれハ、仮令は御代せひつの上罪科赦免したまふこそ御なさけなるに、形の如くハ鴉の応白くなるとも、帰京の期は有へからず、さあらハ朕か調し経文是より魔神に誓ひ、朕魔界の帝王となり、朕に敵するものそれく討亡さんと逆鱗ましく、御髮冠を貫か如しとなり、

夫々臣下江御宸筆の院宣を下したまわり、姫宮江重丸君を御預ケ有て松ヶ浦江渡御有り、白峯江登らせたまひて御経文に御生血をそゞき、大槌と小槌島の間沈めたまへは、忽一天かき曇り、雷電震動し、虚空より黒雲降り、潮は滌流をなしけり、雲中にハ数万の天狗頭れ出で、海中より其の大き小島の如き亀浮ミ出、御経文の御箱をくわへ吹き出せは、虚空へはるかに舞昇りける、其時中央に新院御すかた烟の如く露れ、左の御手に重色の鷹のかたちをなせし鳥を携給ひける、天狗御経文と共に守護奉り、白峯の方へ去りたまふ御有様、御供いたしたるものともなけきしことかきりなし大槌小槌と名付島ハ、敵討亡さん大槌也とのたまひて、夫より呼、ひ来るなり、龜ハ今にこの内に住して、時々見請る者あり也、

院には林田村江還御ありてほとなく長寛二年八月廿六日崩御なし給ふ御節四十五、歳となり、白峯山の麓にて火葬と成し奉りければ、御すかた烟中であらわれ、数万の天狗これを守護奉り、白峯山江去りたまふ、玉骨白峯山へ納奉ける、今の御廟是なり、其御分骨を直島御籠の森へ納奉り、御社造営いたし祭り奉りしとなり、崩御の後色々奇怪のことあり、白峯山の御廟時々震動す、直島の御廟も共に震動す、其節帝畿の震動敵敷数日おさまらず、依之色々御祈願或は御占などありければ、新院の御遺恨たることあらわれしかは、治承元年六月廿九日に、

崇徳院と 諡したまふ、

風雨或は静夜に時々今に震動する事あり、今は何れの地なるか拠をしらす、

### 重丸君伝

新院崩御の後安元二年、重丸君八十九歳に成りたまひ、八月廿六日に御元服ならせたまひ、三宅左京大夫源重行と御改名あり、重親か女子を妻したまひおいちの方と、いふなり、三宅出雲・高原民部・乾治郎・立石主計・手塚五郎兵衛・本郷庄作、右六人のものとも老臣として其外諸士を従江直島を領したまふ、

重丸君を島人若宮と唱ふるを、御鎮座の地を今若宮と呼び伝ふ、

高田浦西北の山端に三宅左京大夫重行公暫時住せしが、島人公住方ト云、今ハ公副方といふなり、

### 姫宮入伝

新院崩御の後、姫宮には御髪を剃たまひ、墨染の御衣にて新院の御菩提を弔わせたまふ、或日臣下にのたまふは、曙かたの夢に六道能化の地藏尊枕元にたち、われハ此島の西の方楠山に幾久敷埋りしなり、我か仏身を掘出したまわらハ、後ちの世は必誓をなして安要浄土へいさなひもふさん、阿弥陀仏を信仰したまふにより、仏勅を交て結縁の為愛にいたり向ふなり、所はかやうくと夢見しゆへ、汝等に頼成楠山江我をつれ行へしと有しにより、島人に案内をさせ楠山に御供せしかハ、楠の元に大石あり、其西わきを御指図の通り掘りければ、その深さ四尺余り堀りしかハ、はたして地藏の形をなせしほさき自然石を掘りいたしけれハ、姫宮の御よろこひかきりなく、御肌を離したまわす念したまふ夫より此山を地藏山と号せしとなり、御齡八十余歳にして自のたまふは、弥陀の

迎によりいま往生すへしとありて、七日以前方日に三度沐浴したまひ、御せうめうを唱へ念珠を携へ念仏唱へながら、その日申の下刻に去逝きたまふとなり、

掘出せし地藏は寺の本尊の胸に納め、此寺を地藏寺と号しとなり、姫宮を葬し所を姫宮の森といふ、また姫宮へ仕へ奉し女中ミなく尼となり住ひせし所を尼か様といふ、

### 京女入伝

崩御の後京女ハ法名崇蓮院殿帝須无疆妙理大姉とあらため、庵室を造営し御菩提次先々重行の武運、其身の渡世のミ念し他事なし、往昔君の契りたまハリしことのわつれかたきにて、庵を契りの坊と名付しとや、

庵室ありし山を、渡世契りの坊の山といふ、

### 新院木像伝

御自像御自から彫ミたまひ、三宅帯刀重親に勅命ありて彩色をさせたまひ、姫宮重丸君に朕をこひしくおもふ度に見るへしと宣旨にて御渡しあり、松ヶ浦江渡御ならせたまふ、夫より崩御の後、姫宮臣下に命し、御籠の跡に御社を造立成したまひ、御神像をおさめたまひ、朝暮に事へたまふ、その厚き事生けるにまされしとなり、如今に崇徳院の御神像これなり、御社は寛文四年甲辰年に高原内記只今の宮居の所へ移し奉り、御籠の所は小き石の御社を残し其記をなし、御社におさめ奉りしとなり、

### 水犬伝

大治二年朝鮮より牝牡の水犬

新院<sup>江</sup>献上しければ、常に御寵愛なりしに、讃岐<sup>江</sup>渡御となりしかハ、  
 姫宮<sup>江</sup>御譲りたまふ、また姫宮直島へ御跡をしたひたまふのふし御供い  
 たし奉り、朝夕とも御側を離す馴染奉り、或時に院の御殿へ御文つか  
 ひなとハ人に異ならず、牡犬をトクと呼ひ牝犬をインと呼ひたまふ<sup>ネト  
 り呼来ル也</sup>、日々海或ハ山に出て四季に応したる魚鳥を取りて捧るなり、  
 トク御前に有る時ハインも又従て御前にあり、これに仍てトク御前な  
 らハインも御前と云、夫方トクこせインこせトハ呼ひ伝ふなり、新院  
 崩御の後は 姫宮も仏にいらせたまふ、我仏に入しうへは、以来殺生  
 禁すとのたまふよりかた／＼御製禁<sup>御</sup>を侵さず、御念仏の時は御後に従  
 ひ敬ひしなり、御鐘の音を聞く時は何れに有ともかならず帰り来ける、  
 期至る共牝牡の交もかたくいたさず、寝時ハもとより一所に有りし時  
 はかならず背と背を向け合すなり、 姫宮御逝去の後も日々御墓に詣  
 てける、正元二年六月二日王積の浦辺にて背を向けあひ死しとなり、  
 重行公二つの墓を建てまつらせたまふ、  
 後人インコセトクコセと呼しハこれなり、この墓を面向け合し置ハ、一夜の内になら  
 ず背同士になる、其奇如今に残りける、又島人夫婦中悪敷かまた気の合ぬ者をインコセ  
 トクコセといふ、是は背同士になる事をいふのミ、

### 三宅但馬守伝

(省略)

### 雑伝

治承元年俊寛・安頼<sup>一應</sup>・成垣<sup>常也</sup>、鬼界ヶ島<sup>江</sup>流罪のふし、六月廿三日宮の

浦<sup>江</sup>船を寄せ水を求めしに、大旱にて水不自由なれハ、俊寛念し仏に観  
 世音を念し、島人船子ともに指図をなし、此地を掘へし必水出ると有  
 て掘せければ、忽水湧出す、その時俊寛首に掛し観世音を井中におさ  
 め誓をなし、我帰京の期を守らせたまへ、其時此所にいたりてとりあ  
 けいたすへしと人しれす誓しかとも、つゝに赦免なかりしかハ、年暦  
 久しく井の中に埋れしを、二百有余年を歴て不計備前児島郡日比村来  
 願坊靈夢を受て、井の中より掘出し此寺の本尊となし、観音院と名付  
 しなり、観音院ハ日比村に存在せり、井戸は如今僧都か井戸と言伝ふ  
 なり、

向島の南の端に姫宮飼せたまふ猫を埋めし所あり、猫ヶ端といふ、

泊か浦の北東にひとつの石島あり、此所へ新院弁財天を勧請したまふ、

如今御社あり<sup>字には泊か浦続、  
浦砂に隅をなせし</sup>、宮の浦の西南に小島あり、京女御妊娠中

安産を祈り、胞衣荒神宮を勧請あり、日々御祈念ありけれハ、善神靈

にて御安産ありしにより、今此島を荒神島といふ、

揚島の西南に帆の形をなせし石あり、帆掛ヶ石といふ、風雨はけしき

夜ハかならず龍灯登<sup>ル</sup>なり、

串山荒神島の間に犢牛の形をなせし石あり、干汐に見へ満汐に見へす、

六七見ゆる也、帆掛ヶ石と揚島の間にまな板の如き石あり、俎板石と

云、

姫泊ヶ浦東北の磯辺に犬の如き石あり、また重石の山端に海中にいり

犬の形をなせし石あり、自然に牝牡の分ちあり、

柏島の端に烏帽子の如き石あり、立烏帽子石といふ、

烏帽子石の続き南に大船の形をなせし石あり、元船石といふ、

姫泊山の東の端に南北に百五拾間の岸を隔て石島あり、石上に松を生

し角の形をなせしにより角ヶ島といふ、安野島の東北に虚無僧石・富士石といへる石あり、八九条皆形によりて名付ものにて、後世に伝なし、

男木島伝

(省略)

女木島伝

(省略)

「直島」という名称は、崇徳院がこの島に配流されたときに付従った人々が、院に対して厚く実直であったことから、院によつて真島が直島と名付けられたということから『故新伝』は始まっている。

そして、「崇徳院伝」では、直島に仮の御殿を造つたのでしほしのご滞在をと偽つて崇徳院が連れてこられたことになっている。この際、京都から直接入つたのか、讃岐の松山を経由してきているのか、この記述ではわからない。そして、船が到着した浦を「王積の浦」、院の御所が造られた場所を「泊か浦」、院の姫宮が後を慕つて三宅中務大輔源重成とともに到着した浦を「姫泊か浦」、その山を「姫泊山」と呼び、そこに仮御所をつくつたとするなど、直島の地名の由来を崇徳院と関連づけて説明している。その他「新院従士伝」以下においても、家臣らの滞在によつて地名がつけられたことを語っている。

そして注目すべきは、「新院御製歌伝」の部分で、「直島松山泊りか浦」で島人らが漁をするのを目にし、「松山やまつの浦風吹こしてしのひてひろふ恋わすれ貝」という歌を詠んだというように、松山を直

島の地名としてしていることである。しかし、この歌は崇徳院の詠んだ歌ではなく、『後拾遺和歌集』<sup>21</sup>巻第八別に、

讃岐へまかりける人につかはしける 中納言定頼

松山の松の浦風吹きよせば拾ひてしのべ恋わすれ貝

とあるように、藤原定頼の歌である。この松山は坂出の松山のことであり、直島には松山という地名はなく、強引な付会である。<sup>22</sup>

また、崇徳院に付き従つて都から三宅中務大輔源重成とその娘二人も直島に赴いたが、崇徳院は姉の京をとりわけ寵愛し、京との間に若君が誕生して重丸と名づけたが、朝廷に知られるのを恐れて重成の孫ということにして育てられたとする。重丸は元服後に重行と改名し、重成の二男三宅帯刀重親の娘を妻とし、三宅出雲・高原民部・乾治郎・立石主計・手塚五郎兵衛・本郷庄作らを老臣として直島を領したとする。

さらに、「大乘経伝」に「臣下<sup>江</sup>御宸筆の院宣を下したまわり、姫宮<sup>江</sup>重丸君を御預け有て松ヶ浦<sup>江</sup>渡御有り、白峯<sup>江</sup>登らせたまひて御経文に御生血をそゝぎ、大槌と小槌島の間<sup>江</sup>に沈めたまへは」とあるように、直島で大乘経を書写し、それを都に届けようとしたが拒否されたので、姫宮へ重丸君を預けて自らは松山の浦へ渡り、そこからさらに白峯に登つて経文に生き血を注ぎ、大槌島と小槌島との間に大乘経を沈めたとする。このとき臣下に下したとされる院宣の写と、院宣の写の奥に写した経緯について記したものが三宅家に残されており、後者は軸装されている。以下に、後者を翻刻する。なお、院宣の文面は前者と同一である。

院宣

一、朕直島三年之曆春秋処、今日讚州志渡浦趣<sup>三</sup>付、汝等六名之者共<sup>江</sup>、直島に児島之内四ヶ庄相添可被下置、朕渡海之後者都より下向之姫宮可仕、尚重成娘誕生之一子重丸者、唱重成孫致養育六名之者共成補佐可仕之、聊不可為違背、依而院宣如件、

保元三年  
十月五日

新院

貞治元壬寅年正月十五日  
院宣之写書記之、

- 三宅中務大輔 源重成
- 重成嫡子
- 三宅帶刀 源重親
- 重成二男
- 三宅右京大輔 源忠重
- 重成三男
- 三宅出雲守 源清重
- 高原民部少輔 藤原久利
- 乾治部少輔 藤原胤口
- 立石主計頭 菅原安信
- 手塚五郎兵衛 藤原朝之
- 本郷庄作 橘通俊

御先祖三宅左京大夫源重行公より御当代迄六代之間、私共代々補佐任来処之、院宣本紙者去<sup>レ</sup>延文四<sup>二</sup>年八月十四日夜焼失仕候<sup>ニ</sup>付、六名之者申合、此度写相改候処、相違無御座候、謹言、

(一三六)  
貞治元壬寅年正月十五日

三宅但馬守殿

前文之通、相違無之候也、

- 三宅長大夫 源忠俊(花押)
- 高原久兵衛 藤原次久(花押)
- 乾兵衛 藤原盛信(花押)
- 立石左衛門 菅原政之(花押)
- 手塚五郎右衛門 藤原由満(花押)
- 本郷庄兵衛 橘通朝(花押)

三宅但馬守 源行信(花押)

右先祖之者共、保元之度御宸筆頂戴仕、

この院宣は、崇徳院が直島から「志渡浦」に渡海するに際し、崇徳院と三宅重成の娘との間に誕生した重丸を重成の孫として養育し、三宅・高原・乾・立石・手塚・本郷の六名がその養育を補佐するようにという内容のものであり、六名の由緒を語るものと言えよう。そして



その中でも重丸君すなわち重行の六代孫である三宅但馬守行信の系譜の確かさを語っている。

行信は永仁六年（一二九八）に生まれ、明德二年（一三九一）に亡くなった人物で、この「院宣」の本紙は、延文四年（一三五九）八月十四日の火災により焼失してしまつたので、三宅長大夫忠俊をはじめとした六名が改めて書写したとされている。このときの火災は、八幡神社での神樂が終わつた後に残り火から出火して社殿が焼失し、内陣に納められていた崇徳院院宣らその他の記録がすべて灰になつたとされる。<sup>23</sup>しかし、この院宣を写したとされる文書を観察すると、花押も含めてすべて同一人の筆によると思われ、花押の描き方は近世風である。こうしたことから、「院宣」は『故新伝』とともにある意図をもつて作成されたのではないだろうかと推測され、次にその理由について考えてみる。

#### 四 崇徳院と三宅氏

瀬戸内海歴史民俗資料館所蔵の三宅家文書には、三宅氏の由緒を語る「由緒写」（請求番号：五〇七八）が残されている。これは嘉永四年（一八五二）五月に讃州直島住人三宅源左衛門によって書写されたものであり、以下に翻刻する。

由緒書

人皇三十七代

孝徳天皇第三皇子児島親王十八代後胤三宅宮内大夫重朝二男三宅中務大輔重成、保元之頃

新院奉仕後

新院讃岐国真島<sup>江</sup>

御左遷之後

姫宮

院之御跡為慕賜<sup>江</sup>付、奉御供仕真島<sup>江</sup>下向<sup>此時御書之補船泊ノ浦ト、</sup>、其後

院之玉躰近朝夕奉仕、此時重成二女三男有而姉女京と申候者<sup>後京上</sup>

院之玉躰近奉成宮仕、蒙

御寵三歳奉仕候内、御胤寄<sup>シ</sup>、男子奉産候得共、

朝廷憚<sup>リ</sup>重丸と号賜ひ、重成孫奉養、

院<sup>ニ</sup>も朝夕御寵愛之内、

院卒爾<sup>ニ</sup>思召立之事為有賜<sup>ニ</sup>付、重成<sup>江</sup>源姓<sup>并</sup>直島二十七島児島郡之内四

ヶ村、重丸君<sup>ニ</sup>御添

御宸筆之

院宣<sup>ニ</sup>被下置、

新院讃州地方<sup>江</sup>御渡海有而

御齡四十六<sup>ニ</sup>して長寛二年秋八月廿六日崩御為成賜<sup>治承元年秋七月廿九日退号</sup>、夫方中

務大輔重成直島<sup>ニ</sup>止、

姫宮<sup>ニ</sup>奉仕一男三宅帯刀重親家督相続仕、御落胤重丸成長之後、

院宣家督相伝三宅左京大夫源重行号<sup>重親女市と</sup>直島領<sup>中を娶ル</sup>、此時

新院方仕候補佐之臣、三宅出雲<sup>重親</sup>、高原民部、手塚五郎兵衛、乾治部、

本郷庄作、立石主計、六人之者重行<sup>ニ</sup>仕候而直島住居仕候、其後重成

方八代重行方六代之孫三宅但馬守源行信代<sub>二</sub>當<sub>而</sub>延文四己亥年八月十四日夜、氏神八幡宮湯神樂火誤而大火<sub>二</sub>相成、氏神之山<sub>并</sub>人家迄不殘致燒失、其節

新院方被下置所之院宣及燒失、神主竹田與四郎其夜致出奔候、又行信方九代之孫三宅大藏之助源重時迄

院宣燒失仕候<sub>而</sub>連綿<sub>と</sub>直島領仕來候處、秀吉公備中国御陣之節、軍勢催促來候<sub>二</sub>付、家臣高原久右衛門次利と申候者差遣候處、同人從有軍功<sub>而</sub>直島<sub>并</sub>備前兒島郡五百四拾貫之地不殘久右衛門秀吉公方申請候由申歸候<sub>二</sub>付、重晴始外五人之家臣之者共、

新院方

院宣<sub>二</sub>重晴迄代々所領仕來候旨申立候得共、右

院宣燒失之上者、申分相立兼久右衛門<sub>江</sub>秀吉公方被下老人之所領<sub>二</sub>相成不及力乾・手塚・立石・本郷・三宅長大夫五人之臣下之者共、高原久右衛門不實憤<sub>り</sub>致退去候、此時重晴妻者久右衛門娘<sub>二</sub>同人申候者、只今者縁家也、元來主家之事也、格別之事<sub>二</sub>候得者、幾重<sub>二</sub>も御止<sub>り</sub>被下度、永代客分<sub>二</sub>無隔仕度旨段々申<sub>二</sub>付、不得止事直島<sub>二</sub>止<sub>り</sub>居申候、久右衛門次利直島押<sub>而</sub>所領仕候者、天正十年三月廿日<sub>二</sub>有之候、其後重晴嫡子三宅與右衛門常重秀吉公朝鮮御陣之刻、文祿年中高原久右衛門倅佐助次勝<sub>と</sub>共<sub>二</sub>寺澤志摩守与力仕相勤申候、其後関ヶ原御陣之刻、

権現様<sub>江</sub>志摩守一同

御目見仕置<sub>二</sub>九州薩摩<sub>並</sub>為押<sub>と</sub>志摩守一同罷下<sub>り</sub>、大坂兩度

御陣相勤、大坂落城之刻小豆島<sub>江</sub>罷越<sub>り</sub>、大坂落人可相改旨、御老中方御折紙被下置、早速佐助・與右衛門兩人彼島<sub>江</sub>至<sub>り</sub>、大坂籠城之落

人大善院擲捕<sub>并</sub>諸道具等小豆島中之庄屋共召連、改出御老中迄罷出言上仕候處、達

御上聞<sub>二</sub>為御褒美大善院諸道具者佐助次勝<sub>二</sub>被下置、其後家光様

御上洛之御供仕候處、佐助者相州戸塚宿<sub>二</sub>俄病死仕、倅治郎右衛門<sub>義</sub>

元和八年八月十五日、

台徳院様<sub>江</sub>

御目見仕、翌年親跡職被

仰付、四年江戸詰仕、其後隔年<sub>二</sub>江戸詰仕、寛永十四<sub>丑</sub>年中島原

御陣之刻、與左衛門弟三宅藤左衛門子供二人罷出、天草寺澤志摩守加

勢仕、兄弟共討死仕候、其後高原内記<sub>二</sub>至<sub>り</sub>昨寛文十一<sub>亥</sub>年十二月廿八

日

御公儀之蒙御咎、高原御改易被仰付、私共迄重々奉恐入候、其節

御上<sub>二</sub>御尋有之、高原内記家來<sub>二</sub>者無之、天正年中秀吉之ために為無咎所領被取上、其節<sub>二</sub>高原久右衛門客分<sub>二</sub>被養内記迄四代被養居申候處、右高原者

新院之

院宣<sub>二</sub>背老入直島押領仕候故、

院之蒙御神罰候哉、此度家及滅亡申候、夫<sub>二</sub>者私家も弥無祿之浪士<sub>二</sub>者相成申候得共、先祖三宅中務大輔源重成<sub>二</sub>方私迄二十一代之間代々<sub>二</sub>子<sub>二</sub>相続仕之、直島<sub>二</sub>住居仕來候間、何卒

御上之御憐憫を以私<sub>二</sub>方子孫至迄直島永住候様被仰付候下度候、然<sub>ル</sub>

上者若自然

御軍用者勿論何様之御用被

仰付候共、身命<sup>ニ</sup>相掛少しも違変不仕相勤可申候、右之段申上候通少しも相違無御座候、以上、  
右御尋之趣奉申上候処、被為

聞召分直島永住被 仰付、然<sup>ル</sup>上者継添御奥書被成下候様奉願上候処、  
御聞濟被成下候段、重々難有仕合奉存候、以上、

讃州直島浪人

寛文十二<sup>子</sup>四月

三宅三郎兵衛

彦坂九兵次様

御役所

前文之通聞届置処、相違無之候、以上

彦坂九平次

子四月 御役所

前文之通先

御役所<sup>江</sup>差上御聞濟<sup>ニ</sup>相成申候間、御突合之上相違<sup>も</sup>無御座候ハ、継添御奥書被為 成下候様奉願上候、以上

讃州直島浪人

延宝二<sup>寅</sup>年十二月

三宅三郎兵衛

彦坂孫三郎様

御役所

前文之通相違無之もの也、

彦坂孫三郎

延宝二<sup>寅</sup>年  
十二月 御役所  
(以下の代々奥書は省略)

ここで重要になつてくるのが、高原氏との関係である。『南海治乱記』によれば、高原氏は執権北条時頼のころ備讃の海賊を討ち、幕府から海島の警備を命じられた香西家資を祖とするという。後に、高原次利は豊臣秀吉による備中高松城水攻めの際に案内者として参陣し、直島・男木島・女木島の支配を安堵され、次利の子佐助次勝も天正十三年(一五八五)の秀吉による四国の役、同十五年の九州の役では海上輸送で活躍し、文禄・慶長の役では、秀吉の水軍の将である寺沢広高に与力して、対馬海峡の海上輸送で活躍したという。また関ヶ原の戦いでは、寺沢氏とともに東軍に加わり、徳川家康の旗本になつた。

ところが、五代内記仲昌には男子がなく、丹波国山家の谷大学頭衛政の八男熊之助を養子とするとともに隠居した。しかし、仲昌は六代目となつた数馬仲衡のことが気に入らず、大老酒井忠清に対して、数馬が父母に不孝であると訴えた。それが裏目に出て、寛文十一年(一六七一)十二月、内記夫妻は備中松山城主水谷勝重に、数馬は実家の谷衛政に預けられ、直島は召し上げられ高原家はお家断絶となつた。<sup>24</sup>

高原氏の改易後の寛文十二年(一六七二)、直島は幕府の御領となり、倉敷代官所の支配を受けることになつた。その際に三宅三郎兵衛が倉敷代官所の彦坂孫三郎に宛てて提出した文書が右にあげた「由緒書」である。

「右高原者、新院之院宣<sup>ニ</sup>背、耆人直島押領仕候故、院之蒙御神罰候哉、此度家及滅亡申候」と、高原氏が直島を押領したことによる崇

徳院の神罰のため、このたびお家断絶となったのだとしている。そして、このときに三宅氏も処罰されそうになったが、高原内記の家来ではないことを主張し、また先祖の重成以来自分に至るまで実子により相続されて直島に居住してきていることから、子孫に至るまで直島での居住を認めてくれたのなら、いかなる御用も果たすと嘆願している。

この甲斐あり、三宅氏は倉敷代官所のもと直島の大庄屋となり、直島・男木島・女木島の直島三カ島を取り仕切ることになったのである。このとき作成されたのが崇徳院院宣であり、『故新伝』であったのではないだろうか。三宅氏は崇徳院とともに京都からやってきて、院との間に生まれた重行を祖とする「由緒正しき」家柄であり、院によつて直島の支配を認められたのであつて、高原氏がそれを「押領」したのだと主張することにより、直島にとどまつて支配することを倉敷代官所に求めたのである。こうした崇徳院との由緒を語る三宅氏にとつて、直島に崇徳院関係の伝承地が存在することは喫緊の課題であつた。<sup>25</sup> おそらくは、そのために新たに伝承地が「創造」され、由緒が作りあげられていったのではないだろうか。『故新伝』の最後に崇徳院とは関係のない男木島伝と女木島伝も加えられているのは、三島を支配する大庄屋となることの正当性を主張したいがためではないだろうか。

おわりに

以上、まずは讃岐での崇徳院の滞在先について検討してみた。その結果、松山の在庁官人高遠の堂↓直島↓松山の御所のように移動したとするのが最も妥当ではないかと考えた。これまでの研究では、近世の地誌類や現在残る「伝承地」から崇徳院の滞在先や動向について検討されてきたが、後に創作されたものを使つて考察するのは、脚色された史料を使つて分析することになり、実像を探るにはむしろ障害となる。そのため本稿では、崇徳院が流されたのに最も近い史料を比較検討することにより、実像を明らかにしようと考えた。

そして、その上で直島での崇徳院伝承の形成について考察した。直島の三宅家に伝えられてきた『故新伝』等の分析を通じて、直島での崇徳院伝承地は、三宅氏が高原氏改易という事態に直面したときに、自己の由緒を主張して大庄屋として認められるために創作されたのではないかと考えた。

伝承は、その事件が発生したときから伝えられてきているものもあれば、後に作られたものもある。後者の場合、それは何らかの強い要請があつて作成されたものであり、多分に恣意的側面が強いことに注意しなければならぬ。しかし、後世に作られた伝承だからといって価値のないものとして捨象してはならない。そこにはそれを作成しなければならぬ強い欲求があるのであるから、われわれはその意図を汲み取っていく必要がある。そして、伝承が地域の人に守られて伝えられてきたことの重要性にも配慮していかなければならないのである。

- 1 山田雄司『崇徳院怨霊の研究』（思文閣出版、二〇〇一年）。
- 2 水原一「崇徳院説話の考察」（『平家物語の形成』加藤中道館、一九七一年、初出一九六九年）、泉基博「記録と伝承―崇徳上皇と讃岐―」（『武庫川女子大学言語文化研究所年報』二、一九九〇年）で諸本の違いを検討しており、大変参考にさせていただいた。
- 3 栃木孝惟・日下力・益田宗・久保田淳校注『保元物語・平治物語・承久記』（新日本古典文学大系）（岩波書店、一九九二年）。
- 4 高遠については『全讃史』所引綾氏系譜に、日本武尊の子武彥王の後裔である高末が「綾在庁」と号して、そこを崇徳院の皇居とし、高遠を高末の子とするが、他の史料からそれを裏づけることができない。
- 5 次田香澄・岩波美代子校注『風雅和歌集』（三弥井書店、一九七四年）。
- 6 『梁塵秘抄』および歌の解釈は上田設夫『梁塵秘抄全注釈』（新典社、二〇〇一年）による。
- 7 拙著においては、先行研究に引きずられるかたちで、この歌を後白河院に対する批判の歌ととらえていたが、崇徳院を批判しているのとらえる方が、時代背景にもあっており、適当であろう。
- 8 西澤美仁・宇津木言行・久保田淳校訂『山家集・聞書集・残集』（和歌文学大系）（明治書院、二〇〇三年）。
- 9 香川県歴史博物館・香川県埋蔵文化財センター共同調査・研究班「松山津周辺の景観」（『歴史の中の港町』（香川県歴史博物館、二〇〇六年）。  
<http://www.pref.kagawa.jp/museum/ryousakemkyu/minatomachi/minatomachi.html>
- 10 北川忠彦・竹川房子・大井善壽編『鎌倉本保元物語』（伝承文学資料集）（三弥井書店、一九七四年）。
- 11 早川厚一他編『京都大学附属図書館蔵 保元物語』（和泉古典文庫）（和泉書院、一九八二年）。
- 12 永積安明・島田勇雄校注『保元物語・平治物語』（日本古典文学大系）（岩波書店、一九六一年）。
- 13 永積安明・島田勇雄校注『保元物語・平治物語』（日本古典文学大系）（岩波書店、一九六一年）。
- 14 高山利弘編『校訂延慶本平家物語』（汲古書院、二〇〇一年）。
- 15 麻原美子・名波弘彰編『長門本平家物語の総合研究』（勉誠社、一九九八年）。
- 16 松尾葦江校注『源平盛衰記』（三弥井書店、一九九三年）。
- 17 早川厚一・弓削繁・山下宏明編『内閣文庫蔵 源平闘諍録』（和泉書院、一九八〇年）。
- 18 香川県編『香川叢書』第一（名著出版、一九七二年）。『群書解題』ではその成立等についてまとめられている。『白峯寺縁起』に関する研究は、本多典子『白峯寺縁起』覚書き―讃岐と都・地方と中央―（東京都立大学大学院人文科学研究科国文学専攻中世文学ゼミ編『伝承文学論（ジャンルをこえて）』東京都立大学大学院人文科学研究科国文学専攻中世文学ゼミ、一九九二年）などがある。
- 19 野沢井は現在でも弥蘇場の霊泉として信仰を集めている。
- 20 直島の地名の由来については、三宅勝太郎『直島の地名とその由来』（石田印刷有限会社、一九九〇年）に詳しい。
- 21 久保田淳・平田喜信校注『後拾遺和歌集』（新日本古典文学大系）（岩波書店、一九九四年）。
- 22 恋忘れ貝は二枚貝で、これを拾うと恋しい人を忘れられるとされ、『萬葉集』などにも恋忘れ貝を歌った歌がある。本州・四国・九州沿岸の浅海砂底にいたことから、直島だけに見られる貝であるわけではない。
- 23 直島町史編纂委員会編『直島町史』（直島町役場、一九九〇年）一八九ページ。
- 24 『直島町史』一七三―一七四、二二三―二五六ページ。

25 二本松康子「崇徳院―讃岐配流説話・直島の崇徳院伝承をめぐって―」（岩瀬博・福田晃・渡邊昭五編『在地伝承の世界【西日本】】（講座日本の伝承文学）（三弥井書店、二〇〇〇年）では、三宅家文書中の『三宅氏系図』の分析から、「直島が高原氏の支配から倉敷代官所支配に移管した時期において、倉敷代官所の配下として実際に島政を管轄する大庄屋三宅氏の正統性を遡らせ、その権威を高めるのに大いに役立つものであったにちがいない」としている。

〔付記〕古文書調査に際し、東京大学史料編纂所、香川県立図書館、瀬戸内海歴史民俗資料館の各機関、ならびに三宅重久氏には大変お世話になりました。最後になりましたが、厚くお礼申し上げます。

なお、本稿は福武学術文化振興財団平成二〇年度瀬戸内海文化研究・活動支援助成「崇徳院怨霊の地域的展開」の成果の一部である。

（やまだ ゆうじ 三重大学人文学部）